

志賀町の場合による案内

<被災した個人設置型浄化槽の復旧に向けた支援制度に係る作業フロー(案)>
志賀町被災浄化槽復旧事業補助金交付要綱の場合、
補助金交付の受付窓口は、全浄連・県浄化槽協会へ

被災した浄化槽の復旧支援情報発信サイト

コールセンター



復旧支援制度



住民
(浄化槽が被災した方)

電話

浄化槽コールセンター
☎0120-326-121 (フリーダイヤル)
(受付9:00~17:30/日曜祝日を除く)
メール: noto@zenjohren.or.jp

コールセンター

被害状況調査希望受付
問い合わせ、相談等対応

被害状況調査無料

点検業者手配

全浄連・県浄化槽協会

被害状況調査実施

書類送付(調査結果の報告、石川県工事業者名簿等送付)

住民

調査結果の確認
工事実施を判断

補助金額など支援内容は、
◆情報発信サイト
詳しくは
◆浄化槽コールセンター
ご確認ください。

工事の依頼

工事業業者

工事の準備

地元の工事業者が対応できない場合、全浄連・県浄化槽協会に協力を要請
協力業者を確保

全浄連・県浄化槽協会

工事の実施

工事業業者

工事の実施・完了

志賀町の交付手続は、下図赤枠のとおり

・工事関係書類を提供(住民、工事業業者からの委任)
全浄連・県浄化槽協会
(手続代行)委任状を添付をすることで、工事業業者による手続代行を可能とします。
・工事関係書類(見積書、写真、完了報告、請求書等)の確認
・補助金申請書類の作成サポート
〒920-0211
金沢市湊2丁目183番地
公益社団法人
石川県浄化槽協会
☎076-225-8819
※住民・工事業業者より委任を受けて、全浄連・県浄化槽協会より市町に工事関係書類、補助金申請書類を提出

工事関係書類、補助金申請書類の提出

住民

書類の確認

※全浄連・県浄化槽協会に委任した場合、住民から市町に対する書類提出は不要

工事関係書類、補助金申請書類の提出

志賀町

環境省

基準額協議
(石川県経由)
基準額承認

補助金額確定、補助金交付

申請者
(浄化槽が被災した方)

補助金は直接(志賀町→申請者)へ交付します。

工事業業者

工事代金は直接(申請者→工事業業者)へ支払ください。
※工事代金と補助金額の差額は、申請者が負担です。